

免許証備考欄の記入に関する規定

〔昭和37年12月24日〕
公安委員会規程第5号

[沿革] 昭和39年3月公安委員会規程第1号, 8月第3号, 43年3月第1号, 44年3月第1号, 49年3月第1号, 50年2月第2号改正

免許証備考欄の記入に関する規程を次のように定める。

免許証備考欄の記入に関する規程

広島県公安委員会が道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第3号及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条の規程に基づき免許証備考欄へ同法第93条第2項又は第94条第1項に規定する事項以外の事項を記入することは、交通部運輸免許課長及び警察署長が、公安委員会の名をもって記載することができるものとする。

附 則

この規程は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年8月31日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月29日公安委員会規程第1号)

この公安委員会規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月28日公安委員会規程第1号広島県自動車等の運転者行政処分規程等の一部を改正する規程2条による改正附則)

この公安委員会規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月29日公安委員会規程第1号保安関係行政処分取扱規程等の一部を改正する規程2条による改正附則)

この公安委員会規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月25日公安委員会規程第2号)

この公安委員会規程は、昭和50年3月1日から施行する。